神奈川地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

神奈川労働局一般公示第23号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき、神奈川地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「神奈川地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年9月30日

神奈川労働局長 児屋野 文男

記

神奈川地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれ にも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年10月14日

推薦書の提出先

神奈川労働局労働基準部賃金室

(〒231-8434 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8階)